

2024年8月1日現在

地域包括支援センター重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	大玉村地域包括支援センター
所在地	福島県安達郡大玉村玉井字台 36番地1
連絡先	電話 0243-48-4850
事業所指定番号	0702100033
管理者	所長 鈴木 節子
営業日	月曜日から金曜日（但し、祝祭日、12月29日から31日、1月2日から3日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供実施地域	大玉村全域

2 当事業所の法人概要

法人格・名称	社会福祉法人 大玉村社会福祉協議会
所在地	福島県安達郡大玉村玉井字東三合目 19番地
連絡先	電話 0243-68-2100
代表者（役職・指名）	会長 武田 正男
設立年月日	平成6年7月1日

3 当事業所の職員体制

職種	員数	業務内容	勤務体制
管理者 (主任介護支援専員 ・看護師)	1	・職員及び業務の管理 ・総合相談支援 ・包括的、継続的ケアマネジメント ・介護予防ケアマネジメント	兼務
社会福祉士	1	・総合相談支援 ・包括的、継続的ケアマネジメント ・介護予防ケアマネジメント	常勤専従
看護師	1	・総合相談支援 ・包括的、継続的ケアマネジメント	常勤専従

4 事業の目的・運営方針

《事業の目的》

主任介護支援専門員・社会福祉士・看護師が要支援状態等にある高齢者に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。

《運営方針》

- ・利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ・利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健、医療、福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、統合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ・懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ・関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努めます。

5 提供する介護予防サービスの内容

利用者様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

介護予防サービス計画の作成

- (1) 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。
- (2) 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、サービスの選択を求めます。
- (3) 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。
- (4) 介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。
- (5) 介護予防サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、利用者から文書による同意を得ます。

介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供

介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画等の評価

- ・利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。
- ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により、又は状態の変化等に応じて介護予防サービス計画の評価、変更等を行います。

給付管理

介護予防サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、福島県国民健康保険団体連合会に提出します。

相談・説明

介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。

医療との連携主治医への連絡

ケアプラン作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。

財産管理・権利擁護等への対応

利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて予め指定された方への連絡を行います。

介護予防サービス計画の変更

利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、意見を尊重して、合意の上、介護予防サービス計画の変更を行います。

要介護認定等に係る申請の援助

- ・利用者の意思を踏まえ、要介護認定又は要支援認定の申請に必要な協力を行います。
- ・利用者の要支援認定有効期間満了の60日前には、要介護認定等の更新申請に必要な協力を行います。

サービス提供記録の閲覧・交付

利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。また、契約終了の際には、事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。

介護支援専門員

介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。

訪問回数を目安

介護支援専門員が概ね3か月あたり1回程度、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。

6 サービスの利用料金及び利用者負担

《利用料》

サービスの種類	単位数／月	料金／月
介護予防支援	442単位	4,420円
介護予防ケアマネジメント（給付管理を伴わないものは除く）	442単位	4,420円
介護予防支援費初回加算	300単位	3,000円
委託連携加算	300単位	3,000円

- ・当事業所の介護予防支援（介護予防サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者からの負担はございません。
- ・介護保険適用の場合でも、利用者に保険料の滞納がある場合には、一旦1か月あたりについて上記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
- ・介護予防支援費初回加算は、新規に介護予防サービス計画を作成した場合の介護予防支援費に加算されます。
- ・委託連携加算は、地域包括支援センターから介護予防サービス計画作成等の業務を指定居宅介護支援事業所に委託した初月に限り加算されます。

（サービス提供証明書を役場の窓口に提出しますと、後日払い戻しとなる場合があります。滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。）

《その他の費用》

内 容	金 額	説 明
交通費（実費）	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となる場合があります。

7 虐待の防止

地域包括支援センターは、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針を整備します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について担当者に周知徹底します。
- (3) 担当者が適切に支援を行うために、必要な研修を行います。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を設置します。

8 非常災害対策

必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から災害・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等を開催します。

9 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要支援認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。

但し、有効期間の満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定の有効期間まで、自動的に更新されます。また、次の場合には、契約は自動的に終了します。

- ・利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者様の要介護認定区分が、自立又は要介護状態と認定された場合
- ・利用者様が当事業所の営業ができない程、遠くに移転された場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

10 個人情報の保護

当事業所は、利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、厳重な管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、下記の利用目的のため、利用者及び利用者の家族の個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することが必要となります。このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、同意書に記名押印いただくこととなります。

《利用目的》

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ・利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ・利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ・利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ・行政及び当事業所が開催するケア会議
- ・その他サービス提供で必要な場合
- ・上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

11 サービス提供中における事故発生時の対応

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、必要な対応を行います。その際、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

12 損害賠償について

当事業所の責任において、利用者の生命、身体、財産などを傷つけた場合は、利用者とその損害

を賠償いたします。

13 苦情・相談窓口

当事業所は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

《窓口》

○苦情解決責任者 武田 正男（会長）
電話 0243-68-2100

○苦情受付窓口 根本 達弥（事務局長）
電話 0243-68-2100

○第三者委員 2名委嘱しております。

苦情は面接、電話、書面などにより、苦情受付担当者が随時受け付けます。

《行政機関その他の苦情受付機関》

当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情については、下記の窓口でも受け付けいたします。

大玉村役場介護保険担当課	所在地 福島県安達郡大玉村玉井字星内 70 電話番号 0243-48-3131（代表）
福島県国民健康保険団体 連合会	所在地 福島県福島市中町 3-7 電話番号 024-523-2702
福島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 福島県福島市渡利七社宮 111 電話番号 024-523-2943

14 指定居宅介護支援事業者への委託

当事業所では、大玉村介護保険事業運営推進委員会において承認を受けた指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント（利用契約書第18条）を委託する場合があります。この場合においても初回の介護予防ケアマネジメント実施時には居宅介護支援事業者が立ち会うとともに、適宜関与します。また、指定介護予防支援事業者は、当事業所の運営方針及び個人情報取り扱いを遵守します。

《委託先》

事業者名

所在地

連絡先

管理者

令和 年 月 日

介護予防支援等のサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 大玉村地域包括支援センター

説明者 職名 :

氏名 : ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、十分理解したうえで同意します。

利用者住所 _____

氏名 _____ ㊟

(代筆者)住所 _____

氏名 _____ ㊟

(続柄)